

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

令和 年 月 日提出 税務署 税務署長 殿		事業種目	整理番号
住所又は 所在地 (フリガナ)	電話 (- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体
氏名又は 名称 個人番号 又は 法人番号(注)	作成担当者	1 給与	2 退職
代表者氏名	作成税理士 署名	3 報酬	4 使用
	電話 (- -)	5 譲受	6 幹旋
		本店等 一括提出	
		翌年以降 送付	
		有 ☐ 否 ☐	
		税理士番号	

提出用

平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99

(注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 給与、給与、賞与等の総額			
(B) のうち、内閣府適用の労働者等の賃金			
(C) 源泉徴収票を提出するもの			
(D) 災害減免法により徴収猶予したもの			
(摘 要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 退職手当等の総額			
(B) のうち、源泉徴収票を提出するもの			
(摘 要)			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)			
(B) 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)			
(C) 診療報酬(3号該当)			
(D) 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)			
(E) 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)			
(F) ホステス等の報酬又は料金(6号該当)			
(G) 契約金(7号該当)			
(H) 賞金(8号該当)			
(I) 計			
(J) のうち、支払調書を提出するもの			
(K) のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金			
(L) 災害減免法により徴収猶予したもの			
(摘 要)			

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 使用料等の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) あっせん手数料の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 譲受の対価の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

通信日付印	確 認	提出年月日	身元確認
税務署 整理欄			
		区 分	
		A B C D E F G H	